

鹿児島県同行援護従業者養成研修事業実施要綱

1 趣旨

- (1) この要綱は、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）の規定に基づき鹿児島県が指定する研修事業を行う者（以下「事業者」という。）が行う同行援護従業者養成研修の実施について必要な事項を定める。
- (2) 事業者は、この要綱を踏まえ、研修を適正かつ円滑に実施しなければならない。

2 実施主体

鹿児島県知事（以下「知事」という。）が指定した事業者

3 受講対象者

同行援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者及び既に従事している者

4 研修内容

研修は、講義及び演習とし、目的、研修時間及びカリキュラムは次のとおりとする。

(1) 目的

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

② 同行援護従業者養成研修（応用課程）

サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行う。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組合せにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

(2) 研修時間

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）：28時間（科目の免除対象者は19時間）

② 同行援護従業者養成研修（応用課程）：6時間

(3) カリキュラム

別紙1「鹿児島県同行援護従業者養成研修カリキュラム」による。

5 科目の免除

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、別紙1「鹿児島県同行援護従業者養成研修カリキュラム」のとおり、一般課程の一部科目の受講を免除する。

科目の免除対象者であることの確認は、受講者から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了証明書の写し」の提出を求めて行う。

6 研修期間

- (1) 同行援護従業者養成研修（一般課程）
原則として3月以内に修了する。ただし、地域の事情等により、やむを得ない場合については、5月以内として差し支えない。
- (2) 同行援護従業者養成研修（応用課程）
原則として1月以内に修了する。ただし、地域の事情等により、やむを得ない場合については、2月以内として差し支えない。
- (3) 一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合
原則として3月以内に修了する。ただし、地域の事情等により、やむを得ない場合については、6月以内として差し支えない。

7 修了の認定等

- (1) 事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別紙2による修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。
- (2) 事業の実施主体は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿（別紙3）を作成し、管理するとともに、作成後遅滞なく知事へ電子データと共に提出するものとする。
- (3) 知事は、前項に基づき提出された名簿を適正に管理するものとする。

8 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本、視覚教材等の活用を図るものとする。

9 事業者の指定

知事は、鹿児島県内において、同行援護従業者養成研修について、事業者の指定を行う。

なお、指定について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月27日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があったものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際に、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。